

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 8 年 2 月 18 日

広島県立西条特別支援学校長 緒方 耕

1 調達内容

- (1) 業務名
令和 8～10 年度広島県立西条特別支援学校給食調理業務
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
（地方自治法〔昭和 22 年法律第 67 号〕第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）
- (4) 履行場所
東広島市西条町田口 314 番地 広島県立西条特別支援学校
及び受託者施設
- (5) 入札方法
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 の 2 に規定する総合評価一般競争入札の方法によることとし、総価で入札に付する。
- (6) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 技術評価等資料

- (1) 技術評価等資料の内容は、次表のとおりとする。

評 価 項 目		内 容
実施計画	実施計画の妥当性	別紙様式第 1 号
実施体制	安定的・継続的に業務執行が可能な経営状況についての評価【必須】	別紙様式第 2 号
	従業員確保体制の妥当性	別紙様式第 3 号
	食中毒発生時の対応についての評価	別紙様式第 4 号
	ノロウイルス等の感染症により給食の提供に支障が出た場合の対応についての評価	別紙様式第 5 号
	異物混入、食物アレルギーに係る事故等安全衛生に支障が出た場合の対応についての評価	別紙様式第 6 号
	緊急時の対応についての評価	別紙様式第 7 号
	過去 5 年間の同種業務の受注実績の評価	別紙様式第 8 号
	業務に関連する認証等の評価	
	本店・支店等の所在地による評価	別紙様式第 9 号
	地元（県内）からの食材調達についての評価	
	調理の適切な実施についての評価	
業務に関する技術向上研修の実施の有無	別紙様式第 11 号	
政策評価	社会保険等の加入状況【必須】	別紙様式第 12 号
	業務従事予定者の賃金水準【必須】	別紙様式第 13 号

- (2) 技術評価等資料の提出方法等

ア 提出する技術評価等資料は、技術評価等資料提出書に必要書類を添付したものとすること。
イ 提出期限までに技術評価等資料が提出されない場合、又は、提出された技術評価等資料に必要事項が記載されていない等の不備があった場合、又は求めた内容とは異なる不適切な記載がなされている場合は、入札を無効とする。

ウ 技術評価等資料内訳欄の評価項目又は内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。

3 総合評価に関する事項

各評価項目における評価基準は、次のとおりとする。

項目	評価項目	評価基準	配点	
技術評価	実施計画	【実施計画】 ○実施計画の妥当性 ・給食調理業務に対し、会社としてどのように考えているか ・文部科学大臣が定めた「学校給食衛生管理基準」を踏まえ、給食に係る衛生管理・安全衛生についてどのように考えているか ・特別支援学校の給食について理解しているか	10.0	
	実施体制	【経営状況】 ○安定的・継続的に業務執行が可能な経営状況についての評価【必須】	・経営破綻等により、業務の不履行が生じないか	5.0
		【体制】 ○従業員確保体制の妥当性	・地元住民の雇用を含む従業員の確保及び定着に関する計画が妥当であるか ・従業員の体調不良等により業務運営中に欠員が出た場合のサポート体制が適切に図られているか	5.0
		○食中毒発生時の対応についての評価	・食中毒発生の防止対策は整備されているか ・食中毒発生時のマニュアルが整備されているか ・受注事業者内（現場を含む。）での連絡体制が確保されているか ・苦情等への対応はどのように行うのか	5.0
		○ノロウイルス等の感染症により給食の提供に支障が出た場合の対応についての評価	・ノロウイルス等給食調理業務に支障が出る感染症が発生した場合の対応マニュアルは整備されているのか ・受注事業者内（現場を含む。）での連絡体制が確保されているか ・苦情等への対応はどのように行うのか	5.0
		○異物混入等安全衛生に支障が出た場合の対応についての評価	・異物混入など安全衛生に支障がある状況の防止対策は整備されているか ・異物混入など安全衛生に支障がある状況が発覚した場合の対応マニュアルは整備されているのか ・受注事業者内（現場を含む。）での連絡体制が確保されているか ・苦情等への対応はどのように行うのか	5.0
		○緊急時の対応についての評価	・受注事業者内（現場を含む。）での連絡体制が確保されているか ・天候不良（台風・大雪）等により通常の食材ルートが絶たれた場合、食材の確保をどのように行うのか	5.0
		【専門性、能力】 ○過去5年間の同種業務の受注実績の評価	・学校給食調理業務の受注実績（件数）に応じて評価	5.0
		○業務に関連する認証等の評価	・食品安全、衛生管理に係る認証数に応じて評価	5.0
		【拠点】 ○本店・支店等の所在地による評価	・本店・支店・営業所から学校までの所要時間に応じて評価	5.0
【食材調達】 ○地元（県内）からの食材調達についての評価	・調達先の考え方及び地元（県内）業者からの調達割合に応じて評価	5.0		

		【調理】 ○調理の適切な実施についての評価	・第4次食育推進基本計画を踏まえた、おいしい給食を提供するための考え方はどうか ・第4次食育推進基本計画を踏まえた、食品ロスの削減についてどのように考えているか	5.0
		【教育・研修】 ○業務に関する技術向上研修の実施の有無	・衛生管理や調理技術に関する研修の実施状況に応じて評価	5.0
政策評価	法令順守	○社会保険等の加入状況【必須】	・加入状況について法令を遵守しているかを評価（今後雇用予定の者については社会保険等への加入について法令を遵守する旨を誓約すること）	5.0
		○業務従事予定者の賃金水準【必須】	・業務従事予定者の賃金水準が最低賃金を上回っていること（今後雇用予定の者については、最低賃金を上回る水準とする旨を誓約すること）	5.0
合 計				80.0
価格評価の配分点				10.0
技術評価の配分点				80.0
政策評価の配分点				10.0
価格評価点	価格評価の配分点 × (1 - (入札価格) / (予定価格))			10.0
技術評価点	技術評価の配分点 × (技術評価の得点合計) / (技術評価の配点合計)			80.0
政策評価点	政策評価の配分点 × (政策評価の得点合計) / (政策評価の配点合計)			10.0
評価値	技術評価点 + 政策評価点 + 価格評価点			100.0

- ※1 端数処理については、小数点以下第2位切り捨てとする。
- ※2 必須項目として設定した評価項目については、要件を満たさない場合は失格とする。
- ※3 技術評価点に係る要求水準は48点以上とし、これを満たさない者は落札者とししない。
- ※4 得点合計とは、広島県立西条特別支援学校給食調理業務総合評価一般競争入札評価委員会の各委員による評価点の合計とする。
- ※5 配点合計とは、各配点に広島県立西条特別支援学校給食調理業務総合評価一般競争入札評価委員会の委員数を乗じた数の合計とする。

4 入札参加資格

- (1) 施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「59B デリバリー給食」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 広島県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。
- (6) 本件調達の公告日の2年前の日の翌日から開札日までの間に、県との契約において、「59B デリバリー給食」の業務について契約不履行等を理由に契約を解除されたことがない者であること。

5 入札手続等

- (1) 入札説明書、仕様書及び技術評価等資料提出書等の交付場所、交付期間及び入手方法
 - ア 交付場所
〒739-0036 東広島市西条町田口 314 番地
広島県立西条特別支援学校 事務室
電話 (082) 425-1377
 - イ 交付期間
令和8年2月18日（水）から令和8年3月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間、随時交付する。
 - ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和8年3月3日（火） 午後4時

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。また、郵送等又はメールにより提出する場合は、その旨を電話により提出先へ連絡することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和8年3月4日（水）までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書及び技術評価等資料の提出方法

ア 日時

令和8年3月18日（水） 午前10時30分

イ 場所

東広島市西条町田口314番地

広島県立西条特別支援学校 応接室

ウ 入札書及び技術評価等資料の提出方法

持参による。電子メール、郵送等による提出は認めない。また、提出する技術評価等資料は、上記アの日時に同イの場所において、提出者の商号又は名称及び当該入札に係る業務の名称及び開札日を記載した封筒に封入して提出すること。

6 落札者の決定方法

(1) 入札価格が広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 落札となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を落札者とする。技術評価点の最も高い者が2名以上あるときは、政策評価点、価格評価点の順に比較し、評価点が高い者を落札者とする。すべての評価点が高い場合は、施行令第167条の9の規定により、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

(ア) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「59B デリバリー給食」の資格に限る。）

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(イ) 上記(ア)以外の者
免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 入札の延期及び中止

本件調達に係る令和8年度歳入歳出予算が入札日までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、当該入札を延期又は中止する。

(6) 契約における特約事項

この入札による契約は、令和8年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県はこの契約を解除することができるものとする。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) その他

入札説明書による。

8 問い合わせ先

〒739-0036 東広島市西条町田口 314 番地

広島県立西条特別支援学校 事務室

電話 (082) 425-1377 ファクシミリ (082) 425 - 5185

メールアドレス sai.jyo-sh@hiroshima-c.ed.jp